

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 税務課

業務の名称	市税宛名管理業務
収集の目的	市税に関する宛名情報の管理等 (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、個人番号、電話番号、年齢、国籍、続柄、婚姻、死亡、法的権利、金融機関情報
収集の時期	<input checked="" type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：地方税法第21条の11、番号法別表第1の16の項） <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（収納課、市民課、家庭裁判所、他市町村）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他（ ）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【市税宛名管理業務の業務登録変更及び戸籍に関する業務の目的外利用登録変更について】

税務課における各種賦課業務に係る相続人調査のため、市民課の戸籍に関する業務において保有する死亡に係る情報の提供を受けていることから、業務登録及び目的外利用登録の変更を行うもの

市税宛名管理業務の変更について

1 業務の名称 市税宛名管理業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集の方法	<p>■本人 ■本人以外 ■法令等（根拠条項：地方税法_____、上越 市市税条例、番号法別表第 1の16の項） <input type="checkbox"/>本人同意 <input type="checkbox"/>出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/>緊急 ■その他（収納課_____、家 庭裁判所_____）</p>	<p>■本人 ■本人以外 ■法令等（根拠条項：地方 税法第20条の11 _____ _____、番号法別表第 1の16の項） <input type="checkbox"/>本人同意 <input type="checkbox"/>出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/>緊急 ■その他（収納課、市民課、家 庭裁判所、他市町村）</p>
記録されて いる文書等 の保存期間	長期	5年

3 変更理由

死亡者の相続人調査のための戸籍等の請求行為について、その法令根拠及び請求先を追記するとともに、保存期間を見直し、変更したもの

4 変更期日

令和4年3月24日

5 業務の概要

(1) 実施目的

市税の賦課に必要な納税義務者を把握するため

(2) 業務内容

死亡者の固定資産税等の課税の有無を確認する。課税があった場合は、相続人を調査し、その代表者を当該課税に対する納税義務者に設定する。

目的外利用

保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
外部提供

課 名 市民課

業務の名称	戸籍に関する業務	
利用又は提供する目的	相続人調査のため (根拠法令：地方税法第20条の11)	
利用又は提供する保有個人情報項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、続柄、死亡	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	税務課
	業務の名称	市税宛名管理業務
利用又は提供する期間	随時	

戸籍に関する業務の変更について

1 業務の名称 戸籍に関する業務

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
業務の名称	納税義務者宛名管理業務	市税宛名管理業務
利用又は提供する保有個人情報項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、続柄、 <u>人的関係</u>	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、続柄 <u> </u> 、 <u>死亡</u>
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> <u>コンピュータ処理等</u> <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> <u>コンピュータ処理等</u> <input type="checkbox"/> その他 ()

3 変更理由

- ・業務の名称について、業務登録票の登録のある業務名称に改めるもの
- ・利用又は提供する保有個人情報の項目について、必要な項目に改めるもの
- ・利用又は提供する方法について、提供相手先で情報の編集処理が必要なことから、コンピュータ処理等による提供を追加するもの

4 変更期日

令和4年3月24日

5 業務の概要

(1) 実施目的

市税の賦課に必要な納税義務者を把握するため

(2) 業務内容

死亡者の固定資産税等の課税の有無を確認する。課税があった場合は、相続人を調査し、その代表者を当該課税に対する納税義務者に設定する。

個人情報業務登録票（諮問）

課 名 用地管財課

業務の名称	ふるさと上越応援寄附金事業
収集の目的	ふるさと上越応援寄附金の受付・収納、謝礼等の贈呈、謝礼提供事業者の登録・ 管理等の事業を実施するため (根拠法令：)
収集する個人情報 情報の項目	氏名、住所、生年月日、個人番号、性別、電話番号、メールアドレス、収納情報、 謝礼の種類、金融機関情報、決済方法、賦課情報、滞納情報、職種、役職、 資格、技術
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（委託事業者)
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他（事務委託業者が管理するファイルサーバーの磁気ディスク）
記録されて いる文書等 の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input checked="" type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【ふるさと上越応援寄附金事業の業務登録票等について】

上越市を応援しようとする人及び団体から、ふるさと納税として広く寄附金を募集するため、ポータルサイトを運営する事業者等に業務委託するほか、謝礼提供事業者等へ情報を提供することから必要な登録を行うもの

ふるさと上越応援寄附金事業の概要について

1 業務の名称 ふるさと上越応援寄附金事業

2 業務の概要

(1) 実施目的

当市の地域振興及び諸課題の解決に係る財源を確保するとともに、当市の様々な魅力ある製品の需要を高めるため、ふるさと納税制度を活用して寄附を募るもの

(2) 業務内容

- ・ 寄附金の受付・収納
- ・ 謝礼の贈呈
- ・ 謝礼提供事業者の登録、管理

3 収集する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、個人番号、性別、電話番号、メールアドレス、収納情報、謝礼の種類、金融機関情報、決済方法、賦課情報、滞納情報、職種、役職、資格、技術

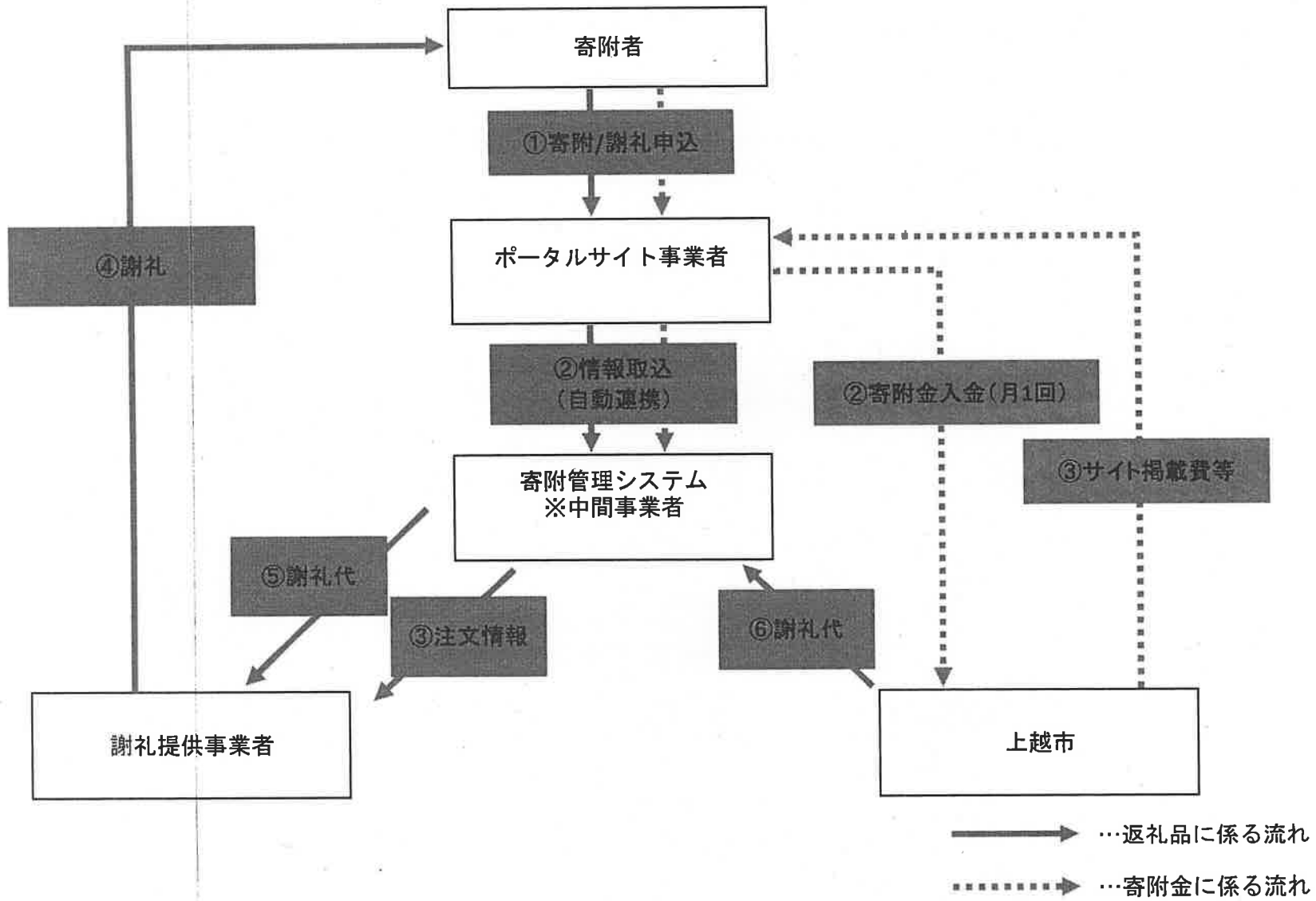
4 収集の方法

本人又は本人同意により、業務委託事業者から収集する。

5 収集開始日

令和4年4月1日

ポータルサイト委託時の業務フローイメージ図



目的外利用
 保有個人情報 登録票（諮問）
 外部提供

課 名 用地管財課

業務の名称	ふるさと上越応援寄附金事業	
利用又は提供 する目的	ふるさと上越応援寄附金の寄附者に対し、寄附者が選んだ謝礼を贈呈するため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、収納情報、謝礼の種類	
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供 する相手先	名称	謝礼提供事業者
	業務の名称	謝礼贈呈業務
利用又は提供 する期間	随時	

ふるさと上越応援寄附金事業業務の外部提供について

1 業務の名称 ふるさと上越応援寄附金事業

2 業務の概要

(1) 実施目的

当市の地域振興及び諸課題の解決に係る財源を確保するとともに、当市の様々な魅力ある製品の需要を高めるため、ふるさと納税制度を活用して寄附を募るもの

(2) 業務内容

- ・ 寄附金の受付・収納
- ・ 謝礼の贈呈
- ・ 謝礼提供事業者の登録、管理

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、電話番号、メールアドレス、収納情報、謝礼の種類

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

謝礼贈呈業務

(2) 業務の概要

ふるさと上越応援寄附金の寄附者に対し、寄附者が選んだ謝礼を贈呈するもの

7 利用期日又は提供開始日

令和4年4月1日

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 用地管財課

委託する業務の名称	ふるさと上越応援寄附金事業
委託する相手先	受託業者
委託する理由	ふるさと納税ポータルサイトを利用した寄附金の受付・収入、謝礼提供業者の登録・管理、謝礼の贈呈及びシステムを利用した寄附者に関する情報の一元管理を行うため
委託する期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、収納情報、謝礼の種類、金融機関情報、決済方法、賦課情報、滞納情報、職種、役職、資格、技術
個人情報の提供方法	コンピュータ処理
個人情報保護に係る委託条件	<p>受託者は、上越市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 <p>など</p>

ふるさと上越応援寄附金事業の概要について

1 業務の名称 ふるさと上越応援寄附金事業

2 業務の概要

(1) 実施目的

当市の地域振興及び諸課題の解決に係る財源を確保するとともに、当市の様々な魅力ある製品の需要を高めるため、ふるさと納税制度を活用して寄附を募るもの

(2) 業務内容

- ・ 寄附金の受付・収納
- ・ 謝礼の贈呈
- ・ 謝礼提供事業者の登録、管理
- ・ 管理システムによる各情報の一元管理

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、収納情報、謝礼の種類、金融機関情報、決済方法、賦課情報、滞納情報、職種、役職、資格、技術

4 委託する期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

5 個人情報の提供方法

コンピュータ処理

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 収納課

業務の名称	市税滞納処分に伴う滞納者の差押財産の公売業務
収集の目的	市税滞納処分に伴い滞納者の差押財産を公売に付するため (根拠法令：国税徴収法)
収集する個人情報項目	氏名、住所、生年月日、個人番号、電話番号、メールアドレス、理由又は目的、決定内容、収納情報、金融機関情報、土地情報、建物情報、車両情報、資産情報、法的権利、財産価額、ログインID
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：番号法別表第1の16の項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（紀尾井町戦略研究所株式会社 ）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他（ ）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【市税滞納処分に伴う滞納者の差押財産の公売業務の業務登録等の変更について】

当市が参加しているインターネット公売の官公庁オークションについて、紀尾井町戦略研究所株式会社がヤフー株式会社から事業を承継し、「K S I 官公庁オークション」として再開したため、業務登録等の変更を行うもの

市税滞納処分に伴う滞納者の差押財産の公売業務の変更について

1 業務の名称 市税滞納処分に伴う滞納者の差押財産の公売業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報項目	氏名、住所、生年月日、個人番号、電話番号、メールアドレス、理由又は目的、決定内容、収納情報、金融機関情報、土地情報、建物情報、車両情報、資産情報、法的権利、財産価額、Yahoo! JAPAN ID	氏名、住所、生年月日、個人番号、電話番号、メールアドレス、理由又は目的、決定内容、収納情報、金融機関情報、土地情報、建物情報、車両情報、資産情報、法的権利、財産価額、ログインID
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：番号法別表第1の16の項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ヤフー株式会社）	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：番号法別表第1の16の項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（紀尾井町戦略研究所株式会社）

3 変更理由

当市が参加している官公庁オークションについて、紀尾井町戦略研究所株式会社がヤフー株式会社から事業を承継し、「K S I 官公庁オークション」として再開したため

4 变更日期

令和4年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

市税徴収のための滞納処分として滞納者の差押財産の公売を行う。また、新潟県をはじめ全国の自治体の実施し、大きな成果を上げているインターネットオークションシステムを利用した公売を行うことにより、より多数の入札参加者を確保し、税金の増加を図るとともに、そのアナウンス効果により新規の滞納発生を抑止する。

(2) 業務内容

通常の公売において、公売参加希望者は、決められた日時・場所で行う。インターネット公売は、公売参加申込みから最高値申込者の決定までをインターネットを利用して行う。

【参考】

インターネット公売の過去実績（令和3年～平成23年）

実施時期	実施内容
平成28年4月	動産38件
平成27年8月	動産2件
平成27年7月	動産2件
平成25年11月	動産13件
平成25年2月	動産29件
平成24年3月	動産18件
平成23年5月	不動産2件
平成23年2月	不動産1件

目的外利用
 保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
外部提供

課 名 収納課

業務の名称	市税滞納処分に伴う滞納者の差押財産の公売業務	
利用又は提供 する目的	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットオークションシステムによる公売に付する滞納者の差押財産情報を入札参加者に提供するため ・インターネットオークション終了後、画面上で最高価申込者のログインIDと落札価額（最高価申込価額）を掲載するため <p style="text-align: right;">（根拠法令：国税徴収法）</p>	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	決定内容、土地情報、建物情報、車両情報、資産情報、財産価額、ログインID	
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネットオークションシステム上）	
利用又は提供 する相手先	名称	市民
	業務の名称	市税滞納処分に伴う滞納者の差押財産の公売業務
利用又は提供 する期間	上越市が参加するインターネット公売の準備期間（入札開始の約3か月前）から公売システム掲載終了（入札開始から約2週間後）まで	

市税滞納処分に伴う滞納者の差押財産の公売業務の外部提供の変更について

1 業務の名称 市税滞納処分に伴う滞納者の差押財産の公売業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
利用又は提供 する目的	<ul style="list-style-type: none"> インターネットオークションシステムによる公売に付する滞納者の差押財産情報を入札参加者に提供するため インターネットオークション終了後、画面上で最高価申込者の <u>Yahoo! JAPAN ID</u> と落札価額（最高価申込価額）を掲載するため 	<ul style="list-style-type: none"> インターネットオークションシステムによる公売に付する滞納者の差押財産情報を入札参加者に提供するため インターネットオークション終了後、画面上で最高価申込者の <u>ログインID</u> と落札価額（最高価申込価額）を掲載するため
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	決定内容、土地情報、建物情報、車両情報、資産情報、財産価額、 <u>Yahoo! JAPAN ID</u>	決定内容、土地情報、建物情報、車両情報、資産情報、財産価額、 <u>ログインID</u>
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ <u>ヤフー株式会社が運営するインターネットオークションシステム上</u> ）	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ <u>紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネットオークションシステム上</u> ）
利用又は提供 する期間	上越市が参加するインターネット公売の準備期間（入札開始の約 <u>2か月前</u> ）から公売システム掲載終了（入札開始から約2週間後）まで	上越市が参加するインターネット公売の準備期間（入札開始の約 <u>3か月前</u> ）から公売システム掲載終了（入札開始から約2週間後）まで

3 変更理由

当市が参加している官公庁オークションについて、紀尾井町戦略研究所株式会社がヤフー株式会社から事業を承継し、「K S I 官公庁オークション」として再開したため

4 変更期日

令和4年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

新潟県をはじめ全国の自治体が実施し、大きな成果を上げているインターネットオークションシステムを利用した公売を行うことにより、より多数の入札参加者を確保し税収の増加を図るとともに、そのアナウンス効果により新規の滞納発生を抑止する。

(2) 業務内容

公売参加申込みから最高価申込者の決定までをインターネットを利用して公売を行う。

コンピュータ結合登録票（変更）（諮問）

課 名 収納課

業 務 の 名 称	市税滞納処分に伴う滞納者の差押財産の公売業務
結 合 す る 理 由	市税徴収のため滞納処分として滞納者の差押財産の公売にインターネットオークションシステムを利用するため
結 合 す る 相 手 先 の 名 称	紀尾井町戦略研究所株式会社
結 合 す る 期 間	上越市が参加するインターネット公売の準備期間（入札開始の約3カ月前）から公売システム掲載終了（入札開始から約2週間後）まで
取 扱 個 人 情 報 の 項 目	氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、理由又は目的、決定内容、収納情報、金融機関情報、土地情報、建物情報、車両情報、資産情報、法的権利、財産価額、ログインID
結 合 す る 相 手 先 に お け る 保 護 措 置 の 内 容	インターネット公売システム利用約款の中で「個人情報の取り扱いに関する特約」を締結

市税滞納処分に伴う滞納者の差押財産の公売業務のコンピュータ結合の変更について

1 業務の名称 市税滞納処分に伴う滞納者の差押財産の公売業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
結合する相手先の名称	ヤフー株式会社	紀尾井町戦略研究所株式会社
結合する期間	上越市が参加するインターネット公売の準備期間（入札開始の約2か月前）から公売システム掲載終了（入札開始から約2週間後）まで	上越市が参加するインターネット公売の準備期間（入札開始の約3か月前）から公売システム掲載終了（入札開始から約2週間後）まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、理由又は目的、決定内容、収納情報、金融機関情報、土地情報、建物情報、車両情報、資産情報、法的権利、財産価額、 <u>Yahoo! JAPAN ID</u>	氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、理由又は目的、決定内容、収納情報、金融機関情報、土地情報、建物情報、車両情報、資産情報、法的権利、財産価額、 <u>ログインID</u>
結合する相手先における保護措置の内容	インターネット公売システム利用約款の中で「個人情報の取り扱いに関する約款」を締結	インターネット公売システム利用約款の中で「個人情報の取り扱いに関する特約」を締結

3 変更理由

当市が参加している官公庁オークションについて、紀尾井町戦略研究所株式会社がヤフー株式会社から事業を承継し、「K S I 官公庁オークション」として再開したため

4 変更期日

令和4年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

インターネットオークションシステムを利用した公売を行うことにより、より多数の入札参加者を確保し税収の増加を図るとともに、そのアナウンス効果により新規の滞納発生を抑制する。

(2) 業務内容

公売参加申込みから最高価申込者の決定までをインターネットを利用して公売を行う。

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 収納課

業務の名称	納税者管理業務	
利用又は提供する目的	補助金交付要件の審査のため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、滞納情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	産業政策課
	業務の名称	補助金等の支給業務(上越市創業スタートアップ支援補助金交付業務)
利用又は提供する期間	令和4年4月1日から業務終了まで	

【納税者管理業務の目的外利用登録について】

創業による若者や女性等の多様で柔軟な働き方の実現に向けて、起業しやすい環境の構築を図るため必要な経費の一部を支援する制度を令和4年度から開始する。この補助金は、市税の完納を交付の要件とし、申請時に承諾を得た上で滞納状況を確認することとしていることから、納税者管理業務の目的外利用登録を行うもの

納税者管理業務の目的外利用について

- 1 業務の名称 納税者管理業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
市税等の納税及び滞納状況を管理するため
 - (2) 業務内容
市税等の納税及び滞納状況の管理
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、滞納情報
- 4 利用又は提供できる理由
本人同意
- 5 利用又は提供する方法
閲覧及び文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
補助金等の支給業務（上越市創業スタートアップ支援補助金交付業務）
 - (2) 業務の概要
人口減少の緩和や持続可能な市内経済の構築のため、創業による若者や女性等の多様で柔軟な働き方の実現に向けて、必要な経費の一部を支援し、起業しやすい環境の構築を図るもの
- 7 利用期日又は提供開始日
令和4年4月1日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 収納課

業務の名称	納税者管理業務	
利用又は提供する目的	補助金交付要件の審査のため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、滞納情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	産業政策課
	業務の名称	補助金等の支給業務(上越市中小企業者等イノベーション推進補助金交付業務)
利用又は提供する期間	令和4年4月1日から業務終了まで	

【納税者管理業務の目的外利用登録について】

持続可能な市内経済の構築や地域経済の活性化に向けて、事業継続、販路開拓、新商品及び新サービスの開発、DX及びIT化等の新たな成長に歩み出す市内事業者を支援する制度を令和4年度から開始する。この補助金は、市税の完納を交付の要件とし、申請時に承諾を得た上で滞納状況を確認することとしていることから、納税者管理業務の目的外利用登録を行うもの

納税者管理業務の目的外利用について

- 1 業務の名称 納税者管理業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
市税等の納税及び滞納状況を管理するため
 - (2) 業務内容
市税等の納税及び滞納状況の管理
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、滞納情報
- 4 利用又は提供できる理由
本人同意
- 5 利用又は提供する方法
閲覧及び文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
補助金等の支給業務（上越市中小企業者等イノベーション推進補助金交付業務）
 - (2) 業務の概要
持続可能な市内経済の構築や地域経済の活性化に向けて、事業継続、販路開拓、新商品及び新サービスの開発、DX及びIT化等の新たな成長に歩み出す市内事業者を支援し、経営環境の変化にも柔軟に対応可能な中小企業者等の増加を図るもの
- 7 利用期日又は提供開始日
令和4年4月1日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 収納課

業務の名称	納税者管理業務	
利用又は提供する目的	補助金交付要件の審査のため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、滞納情報	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	市民安全課
	業務の名称	補助金等の支給業務（高齢者安全運転支援装置設置補助金交付事業）
利用又は提供する期間	令和4年4月1日から業務終了まで	

【納税者管理業務の目的外利用登録について】

高齢者が運転する自動車に設置する安全運転支援装置の費用を補助する高齢者安全運転支援装置設置補助金交付事業について、補助金交付要件の審査のために滞納情報等を利用することから、目的外利用登録をするもの

納税者管理業務の目的外利用について

1 業務の名称 納税者管理業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

市税等の納税及び滞納状況を管理するため

(2) 業務内容

市税等の納税及び滞納状況の管理

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、滞納情報

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

文書による通知、複写、コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

補助金等の支給業務（高齢者安全運転支援装置設置補助金交付事業）

(2) 業務の概要

高齢者が運転する自動車に設置する安全運転支援装置の購入費及び取付費について、補助金を交付する。

7 利用期日又は提供開始日

令和4年4月1日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 収納課

業務の名称	納税者管理業務	
利用又は提供する目的	補助金交付要件の審査のため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報 の項目	氏名、住所、収納情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	農村振興課
	業務の名称	補助金等支給業務(上越市農林水産物等マーケティング活動支援事業)
利用又は提供する期間	令和4年4月1日から業務終了まで	

【納税者管理業務の目的外利用登録について】

農林水産物等のマーケティング活動に係る経費の補助を行う上越市農林水産物等マーケティング活動支援事業について、補助金の支給要件である納税情報を確認し、補助金の交付審査を行うため目的外利用登録をするもの

納税者管理業務の目的外利用について

1 業務の名称 納税者管理業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

市税等の納税及び滞納状況を管理するため

(2) 業務内容

市税等の納税及び滞納状況を管理する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、収納情報

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

補助金等支給業務（上越市農林水産物等マーケティング活動支援事業）

(2) 業務の概要

農林水産物等のマーケティング活動に取り組む農林水産業者に対して、マーケティング活動に係る経費の一部を補助する。

7 利用期日又は提供開始日

令和4年4月1日

目的外利用

保有個人情報 登録票（諮問）
外部提供

課名 収納課

業務の名称	納税者管理業務	
利用又は提供する目的	補助金交付要件の審査のため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、滞納情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	都市整備課
	業務の名称	補助金等の支給業務(上越市まちなか居住推進事業補助金)
利用又は提供する期間	令和4年4月1日から業務終了まで	

【納税者管理業務の目的外利用登録について】

まちなかへの定住促進を図るために実施する「まちなか居住推進事業」の各補助事業について、市税の完納を交付の要件とし、申請時に承諾を得た上で滞納状況を確認することとしているため、納税者管理業務の目的外利用登録をするもの

納税者管理業務の目的外利用について

- 1 業務の名称 納税者管理業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
市税等の納税及び滞納状況を管理するため
 - (2) 業務内容
市税等の納税及び滞納状況を管理する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、滞納情報
- 4 利用又は提供できる理由
本人同意
- 5 利用又は提供する方法
閲覧、文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
補助金等支給業務（上越市まちなか居住推進事業補助金）
 - (2) 業務の概要
まちなかにおける定住促進を図るため、空き家等の利活用を推進する各種補助や、良好な居住環境の整備及び地区防災の向上を図る住宅リフォーム補助等の支援策を実施する。
 - ① お試し居住家賃支援
 - ② 雁木通りの街なみ形成支援
 - ③ 空き家の購入支援
 - ④ 空き家の賃貸用リフォーム支援
 - ⑤ 空き家の片付け支援
 - ⑥ 町家のリフォーム・建替え支援
- 7 利用期日又は提供開始日
令和4年4月1日

個人情報業務登録票（諮問）

課 名 交通政策課

業務の名称	コミュニティバス運行業務
収集の目的	利用予約に応じてコミュニティバスを運行するため (根拠法令：)
収集する個人情報 情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、アカウント情報、 利用状況
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他 ()
保管の方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他（予約システム）
記録されて いる文書等 の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【コミュニティバス運行業務の業務登録及び業務委託登録について】

令和4年度から、利用予約に応じてコミュニティバスを運行するため、業務登録を行うもの。あわせて、予約システムの保守管理及びバスの予約受付・運行に係る業務を委託して行うため、業務委託登録を行うもの

コミュニティバス運行業務の概要について

1 業務の名称

コミュニティバス運行業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

地域の実情に即した交通手段としてコミュニティバスを導入し、運行の効率化と利便性の向上によって、生活交通の維持・確保を図るとともに、第2次上越市総合公共交通計画における後期再編計画策定の参考とする。

(2) 業務内容

利用予約に応じてコミュニティバスを運行する。

3 収集する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、アカウント情報、利用状況

4 収集の方法

- ・本人が予約システムに入力することにより、本人から直接収集する。

5 収集開始日

令和4年4月1日

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 交通政策課

委託する業務の名称	コミュニティバス運行業務
委託する相手先	受託者
委託する理由	コミュニティバス運行業務に当たり、利用予約を適切に処理するため、予約システムの保守管理及びバスの予約受付・運行に係る業務を委託する必要があるため
委託する期間	契約締結の日から業務終了の日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、アカウント情報、利用状況
個人情報の提供方法	予約システム
個人情報保護に係る委託条件	<p>受託者は、上越市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・業務の再委託の禁止 <p>など</p>

コミュニティバス運行業務の概要について

1 業務の名称

コミュニティバス運行業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

地域の実情に即した交通手段としてコミュニティバスを導入し、運行の効率化と利便性の向上によって、生活交通の維持・確保を図るとともに、第2次上越市総合公共交通計画における後期再編計画策定の参考とする。

(2) 業務内容

利用予約に応じてコミュニティバスを運行する。

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、アカウント情報、利用状況

4 委託する期間

契約締結の日から業務終了の日まで

5 個人情報の提供方法

予約システム

地域交通プロジェクト

- ・自家用車が無くても安心して生活できる、利用しやすい移動手段の実現
- ・支線バス路線を再構築し、予約型コミュニティバスを運行
- ・利便性の向上と効率的な運行を両立するため、デマンド交通システムを導入

現状・課題

- ・人口減少や車社会の進展等によりバス利用者が減少
- ・支線バスは、利用者の減少に伴い運行内容が縮小傾向
 幹線バス路線 利用者:多 → 便数:多
 支線バス路線 利用者:少 → 便数:少
- ・高校生の通学範囲の広域化や高齢化により公共交通の重要性が高まっている

取組内容

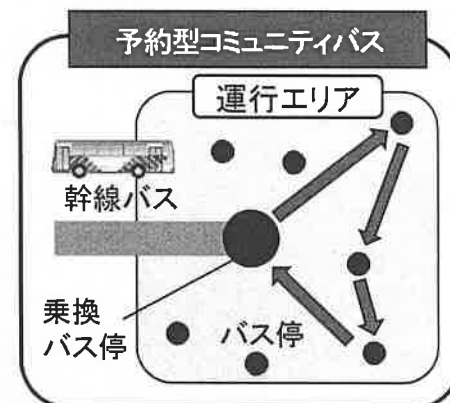
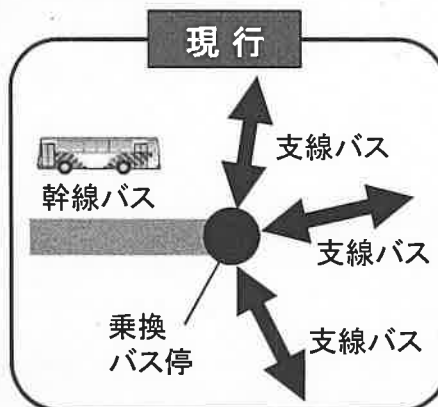
○ 予約型コミュニティバスの運行

- ・小型車両で利用者の予約に応じて地域内を移動
- ・地域内の移動を面的にカバーし、交通空白地を解消
- ・運行を効率化するため、AIを活用したデマンド交通システムを導入し、最適な運行ルートを決定
- ・運賃は200円程度

電話やインターネットから予約



○ 予約型コミュニティバスのイメージ



項目	現行
路線	固定
時刻表	固定・便数少
運行時間	通学対応困難

予約型コミュニティバス
区内バス停間を自由に運行
細かなダイヤ設定
朝夕の時間延長→通学に対応

○ スケジュール

- 令和4年10月～**
 - ・安塚区、牧区で実証運行
 - ・地域の実情にあった運行方法を検証
- 令和5年度**
 - ・検証結果を第2次総合公共交通計画の後期再編計画に反映
- 令和6年度～**
 - ・他地域へ展開
 - ・利用状況を踏まえ改善

自家用車が無くても安心して生活できる
利用しやすい移動手段の実現

個人情報取扱業務委託（変更）（諮問）

課 名 危機管理課

委託する業務の名称	消防団員管理システム保守管理業務
委託する相手先	受託者
委託する理由	消防団員管理システム業務を委託することにより、消防団員情報を安定的に処理し、消防団活動を適正、効率的に運営するため
委託する期間	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで (以降、毎年4月1日から翌年3月31日まで)
取り扱う個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、個人番号、電話番号、メールアドレス、死亡、職種、勤務先、勤務状況、賞罰、体格、団体加入歴
個人情報の提供方法	閲覧、電子ファイル
個人情報保護に係る委託条件	管理受託者は、上越市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・業務の再委託の禁止 など

【消防団員管理システム保守管理業務委託の変更について】

消防団員の報酬の支払方法について、これまでは、消防部単位による出勤状況等の報告により、各消防部に報酬を支払っていたが、今後は、消防団員単位による出勤状況等の報告により、団員本人に支払うこととし、各団員への報酬の支払事務に必要な各団員の個人番号、メールアドレス及び出勤に係る勤務状況をシステムで管理するため、取り扱う個人情報の項目を追加するもの

消防団員管理システム保守管理業務委託の変更について

1 業務の名称 消防団員管理システム保守管理業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
取り扱う個人情報 の 項目	氏名、性別、住所、生年月日_____ __、電話番号_____ 職種、勤務先_____ 賞罰、体格、 団体加入歴	氏名、性別、住所、生年月日、 <u>個人番号</u> 、 <u>電話番号</u> 、 <u>メールアドレス</u> 、死亡、 職種、勤務先、 <u>勤務状況</u> 、賞罰、体格、 団体加入歴

3 変更理由

報酬の支払い方法を変更するため、令和4年度から消防団員管理システムに消防団員の個人番号、メールアドレス及び出勤状況に関する勤務状況を登載するため

4 変更期日

令和4年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

消防団員管理システムを良好に運用し、団員管理業務を適切に実施するため、必要な保守や業務支援を受けるもの

(2) 業務内容

① システムの機能を常に最良の状態に維持するため、必要に応じてシステムの点検を実施し、障害を未然に防止する。実施日時は、点検予定日の前月に委託者と調整の上、委託者の業務に支障のない時間帯とする。

万一システムに異常が発生した場合または、委託者からの障害の通知を受けたときは、その都度技術員を派遣して迅速に修理するものとする。

② 障害発生時の復旧までの作業を行うものとする。

③ システムの運用管理に関して、委託者に対し技術支援を行うものとする。

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 農政課

業務の名称	上越市地産地消推進の店認定事業
収集の目的	上越地域で生産される農産物等を積極的に取り扱う市内の小売店及び飲食店を地産地消推進の店として認定し、市民や観光客に周知することで、上越産農産物等の生産及び消費の拡大並びに食料自給率の向上を図り、もって市における農林水産業の振興に資するため （根拠法令： ）
収集する個人情報項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、容姿
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他（ ）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他（ ）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【上越市地産地消推進の店認定事業の業務登録の変更及び外部提供登録について】

「地産地消推進の店プレミアム認定店」の新設に伴い、認定基準の一つである「地産地消推進マイスター（地場産物の旬やおいしい食べ方などを客に伝え、質問に答えるなど、客との会話を楽しむことができる人をいう。）」を市民や観光客に紹介することを目的に、本人の顔写真を収集し、市ホームページ及びSNSに掲載するため、収集する個人情報の項目に容姿を追加するとともに、外部提供登録を行うもの。また、保管の方法と収集の時期に誤りがあることから修正するもの

上越市地産地消推進の店認定事業の変更について

1 業務の名称 上越市地産地消推進の店認定事業

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先_____	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、 <u>容姿</u>
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ） <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他（ ）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 市内LAN上のファイルサーバー <u>の磁気ディスク</u> <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 市内LAN上のファイルサーバー <u>の磁気ディスク</u> <input type="checkbox"/> その他（ ）
収集の時期	<u>定期</u>	<u>随時</u>

3 変更理由

「地産地消推進の店プレミアム認定店」の新設に伴い、認定基準の一つである「地産地消推進マイスター」を市民や観光客に紹介することを目的に、本人の顔写真を市ホームページに掲載するため、容姿を登録するもの。また、保管の方法と収集の時期に誤りがあることから修正するもの

4 变更日期

令和4年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

上越産品を積極的に取り扱う小売店や飲食店等を「上越市地産地消推進の店」又は「上越市地産地消推進の店プレミアム認定店」に認定し、地産地消の取組を広く市民に周知することにより、上越産品の生産及び消費の拡大及び郷土における食文化の継承を図る。

(2) 業務内容

上越産品を積極的に取り扱う小売店や飲食店等を「上越市地産地消推進の店」又は「上越市地産地消推進の店プレミアム認定店」に認定し、取組を広く市民に周知する。

目的外利用
 保有個人情報 登録票（諮問）
外部提供

課 名 農政課

業務の名称	上越市地産地消推進の店認定事業	
利用又は提供する目的	「地産地消推進の店プレミアム認定店」の認定基準の一つである「地産地消推進マイスター」を市ホームページ及びSNSにより、市民や観光客に紹介し、地産地消の推進と地産地消推進の店プレミアム認定店の利用促進を図るため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、勤務先、容姿	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（市ホームページ、SNS）	
利用又は提供する相手先	名称	市民等
	業務の名称	—
利用又は提供する期間	令和4年4月1日から事業終了まで	

上越市地産地消推進の店認定事業の外部提供について

1 業務の名称 上越市地産地消推進の店認定事業

2 業務の概要

(1) 実施目的

市内の地産地消の推進と地産地消推進の店プレミアム認定店の利用促進を図る。

(2) 業務内容

「地産地消推進の店プレミアム認定店」の上越産品の周知ができる「地産地消推進マイスター」を市ホームページ及びSNSにおいて、市民や観光客に紹介する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、容姿

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

市ホームページ、SNS

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

市民等

(2) 業務の概要

—

7 利用期日又は提供開始日

令和4年4月1日

個人情報業務登録票（諮問）

課 名 産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室

業務の名称	空き店舗等利用促進業務
収集の目的	市内商業の活性化のため、空き店舗等の所有者などを把握することにより、当該物件の賃貸又は売却等の処分に関する意向確認を行うための基礎資料として活用し、遊休資産の利活用を促すため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、住所、電話番号、土地情報、建物情報、法的権利、意見
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（上越市中心市街地活性化協議会)
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【空き店舗等利用促進業務の業務登録について】

空き店舗等への出店を促進することにより市内商業の活性化を図るため、空き店舗等の所有者から当該物件の賃貸又は売却等の処分に関する意向確認を行う業務を開始することから、業務登録を行うもの

空き店舗等利用促進業務の概要について

1 業務の名称 空き店舗等利用促進業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

空き店舗等への出店を促進することにより、市内の商業の活性化を図るとともに、地域の商環境を整える。

(2) 業務内容

空き店舗等の賃貸又は売却等の処分に関する意向確認を行うための基礎資料とするため、当該物件の所有者等を把握する。

3 収集する個人情報の項目

氏名、住所、電話番号、土地情報、建物情報、法的権利、意見

4 収集の方法

本人又は本人の同意を得て上越市中心市街地活性化協議会から収集する。

5 収集開始日

令和4年4月1日

目的外利用
 保有個人情報 登録票（諮問）

外部提供

課 名 都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課

業務の名称	まちなか居住推進事業「空き家マッチング制度」	
利用又は提供 する目的	空き家の利活用希望者を把握する NPO 等に空き家情報を提供し、空き家所有者とのマッチングにつなげるため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、住所、相談内容、土地情報、建物情報、法的権利	
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電子メール）	
利用又は提供 する相手先	名称	空き家の活用支援に取り組む NPO
	業務の名称	空き家の所有者と利活用希望者のマッチング
利用又は提供 する期間	随時	

【まちなか居住推進事業「空き家マッチング制度」の外部提供登録について】

令和3年9月から開始した空き家のマッチング制度について、当初、空き家の活用支援に取り組むNPOには外部提供を予定していなかったが、当該NPOは、空き家の利活用希望者の情報を多く所有していることが分かったことから、空き家所有者とのマッチングをより効率的に進めるため、市が保有する空き家に関する情報を提供するため、外部提供登録をするもの

まちなか居住推進事業「空き家マッチング制度」の外部提供について

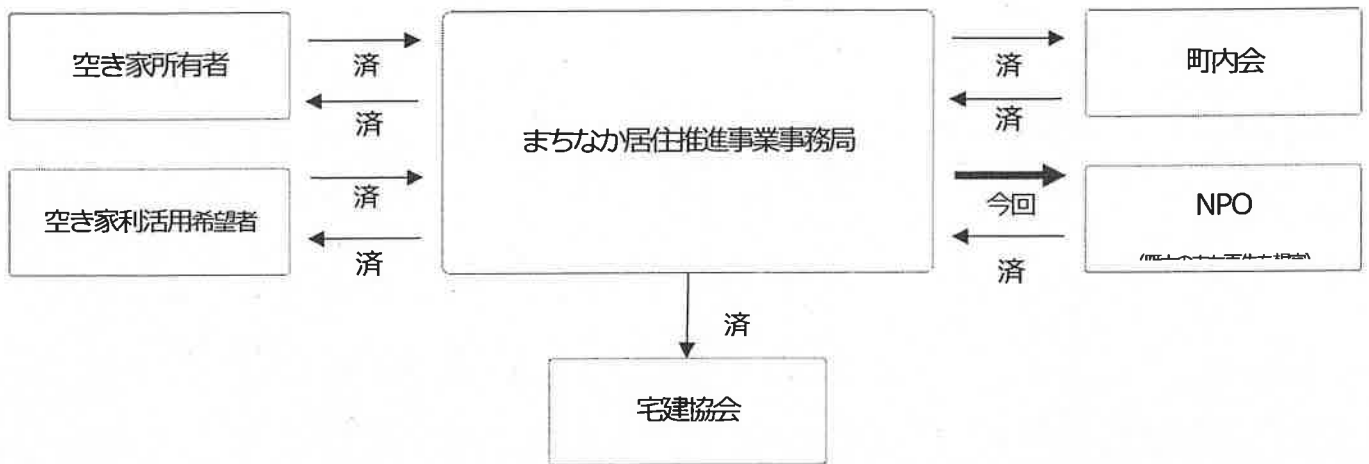
- 1 業務の名称 まちなか居住推進事業「空き家マッチング制度」
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行い、空き家の利活用を促進するため
 - (2) 業務内容
 - ・町内会が把握している全ての空き家を調査・リスト化し、空き家所有者と利活用希望者のマッチングを行う。
 - ・既存制度の空き家情報バンクと異なり、空き家情報を原則非公開とし、空き家所有者と利活用希望者は登録制とする。
 - ・制度周知は、空き家の有無や地域の実情を把握している町内会長を通じて空き家所有者へ周知するほか、市HP、リーフレット等による制度PRも行う。
 - ・空き家所有者と利活用希望者のマッチングは、上越市まちなか居住推進事業事務局（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課で構成）、町内会、移住定住を支援するNPOなどの空き家情報又は利活用希望者を把握する者が連携して行う。
 - ・個人取引による土地境界や権利関係のトラブルを防ぐため、成約時の契約事務は新潟県宅地建物取引業協会の上越支部会員が行う。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、相談内容、土地情報、建物情報、法的権利
- 4 利用又は提供できる理由
本人同意
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知、複写、電子メール
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
空き家の所有者と利活用希望者のマッチング
 - (2) 業務の概要
空き家の所有者と利活用希望者をマッチングする。
- 7 利用期日又は提供開始日
令和4年3月24日

個人情報目的外利用に係る整理 (空き家マッチング制度)

空き家の利活用に取り組むNPOに対し、市が持つ情報を提供し、空き家のマッチングにつなげるもの

→ …情報の提供 (今回新規)

→ …情報の提供 (登録済)



個人情報業務登録票（諮問）

課 名 都市整備課

業務の名称	まちなか居住推進地区の認定に関する業務
収集の目的	各町内の特性に応じた地域住民及び事業者による主体的なまちづくりを推進する町内会について、「まちなか居住推進地区」として認定するため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、居住区域、理由又は目的、意見、活動内容、まちづくり活動の報告書等にある個人情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（町内会）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input checked="" type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【まちなか居住推進地区の認定に関する業務の業務登録について】

令和4年度から開始するまちなか居住推進地区の認定に関する業務について、町内会が市に提出する書類にワークショップや町内会総会の議事録、町内活動の記録等があり、氏名、個人の意見その他個人情報を収集することから業務登録をするもの

まちなか居住推進地区の認定に関する業務の概要について

1 業務の名称 まちなか居住推進地区の認定に関する業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

各町内の特性に応じた地域住民及び事業者による主体的なまちづくりを推進する町内会について、「まちなか居住推進地区」として認定するため

(2) 業務内容

各町内の特性に応じた地域住民及び事業者による主体的なまちづくりを推進する町内会について、「まちなか居住推進地区」として認定し、地域住民等と市が相互に協力・創意工夫の下、まちづくり活動を推進する。

3 収集する個人情報の項目

氏名、居住区域、理由又は目的、意見、活動内容、まちづくり活動の報告書等にある個人情報

4 収集の方法

本人又は本人の同意を得て、町内会から収集する。

5 収集開始日

令和4年4月1日

※ まちなか居住推進地区の認定に関する業務

各町内の特性に応じた地域住民等による主体的なまちづくりを推進するため、地区認定制度を創設するもの。住民自らが町内の課題に目を向け、まちの将来を考えながらまちづくり活動に取り組むきっかけになるほか、地区の認定を受けることにより、まちなか居住推進事業補助金の対象地区となり、空き家の所有者等が各補助事業を活用することで、まちづくりの活性化が期待される。

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課 名 都市整備課

業務の名称	補助金等の支給業務（上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム支援、空き家の賃貸用リフォーム支援、雁木通りの街なみ形成支援）	
利用又は提供する目的	補助金等の支給の状況を審査し、重複して補助金を交付することを防ぐため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、暴力団情報など補助金等の交付申請書、決定通知書及び実績報告書にある情報、本人同意のある補助金等の支給の審査に必要な目的外利用登録のある情報	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	文化振興課、農政課、建築住宅課
	業務の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の支給業務（上越市雁木整備事業補助金）【文化振興課】 ・補助金等の支給業務（上越市新規就農者空き家リフォーム補助金）【農政課】 ・補助金等の支給業務（上越市住宅リフォーム促進事業補助金）【建築住宅課】 ・補助金等の支給業務（上越市空き家定住促進利活用補助金）【建築住宅課】 ・補助金等の支給業務（上越市定住促進生家等利活用補助金）【建築住宅課】
利用又は提供する期間	令和4年4月1日から業務終了まで	

【補助金等の支給業務（上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム支援等住宅・雁木の改修等に関する補助金）等の目的外利用登録について）】

都市整備課、文化振興課、農政課及び建築住宅課で実施する住宅・雁木のリフォーム等の費用に係る補助事業について、重複して補助金を交付することを防ぐため、本人同意を得て、他の補助制度の活用状況を確認することから、目的外利用登録をするもの

補助金等の支給業務（上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム支援等住宅・雁木の改修等に関する補助金）の支給業務）の目的外利用について

- 1 業務の名称 補助金等の支給業務（上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム支援等住宅・雁木の改修等に関する補助金）の支給業務）

- 2 業務の概要（実施目的及び内容）

【上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム支援）】

- ・まちなか居住を推進するため、町家の居住環境及び地区防災の向上を図り、住民が町家に未長く住み続けることができるようにするため、町家のリフォーム工事に要する経費の一部を補助するもの

【上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の賃貸用リフォーム支援）】

- ・まちなか居住を推進するため、空き家の賃貸利活用を希望する所有者に対して、空き家のリフォーム工事に要する経費の一部を補助するもの

【上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）】

- ・歴史的な街なみの保存・継承を図り、良好で魅力的な街なみを形成することにより、住民が愛着と誇りを持てるまちを目指していくため、雁木の整備等を実施する人に対して、経費の一部を補助するもの

- 3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、電話番号、メールアドレス、暴力団情報など補助金等の交付申請書、決定通知書及び実績報告書にある情報、本人同意のある補助金等の支給の審査に必要な目的外利用登録のある情報

- 4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

文書による通知、複写、コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

- ・補助金等の支給業務（上越市雁木整備事業補助金）【文化振興課】
- ・補助金等の支給業務（上越市新規就農者空き家リフォーム補助金）【農政課】
- ・補助金等の支給業務（上越市住宅リフォーム促進事業補助金）【建築住宅課】
- ・補助金等の支給業務（上越市空き家定住促進利活用補助金）【建築住宅課】
- ・補助金等の支給業務（上越市定住促進生家等利活用補助金）【建築住宅課】

(2) 業務の概要

補助金等の支給業務（上越市雁木整備事業補助金）【文化振興課】

- ・雁木をいかしたまちづくりを実現するため、雁木の保存を行う人及び団体に対し雁木部分の修繕等に係る経費の一部を補助する。

補助金等の支給業務（上越市新規就農者空き家リフォーム補助金）【農政課】

- ・新たな農業の担い手を確保するとともに、空き家の利活用による地域の活性化及び移住定住を促進するため、就農する若者等の空き家の利活用に要する経費の一部を補助する。

補助金等の支給業務（上越市住宅リフォーム促進事業補助金）【建築住宅課】

- ・市内の経済の活性化及び市民の住環境の向上を図るため、住宅のリフォーム工事を施工業者に発注して実施する人に対し、経費の一部を補助する。

補助金等の支給業務（上越市空き家定住促進利活用補助金）【建築住宅課】

- ・空き家の有効活用による地域の活性化及び市への移住定住者の増加等を図るため、空き家の利活用に要する経費の一部を補助する。

補助金等の支給業務（上越市定住促進生家等利活用補助金）【建築住宅課】

- ・生家等を有効活用することにより、空き家等が生じることを防ぐとともに、地域の活性化及び市への移住定住者の増加を図るため、生家等の利活用に要する経費の一部を補助する。

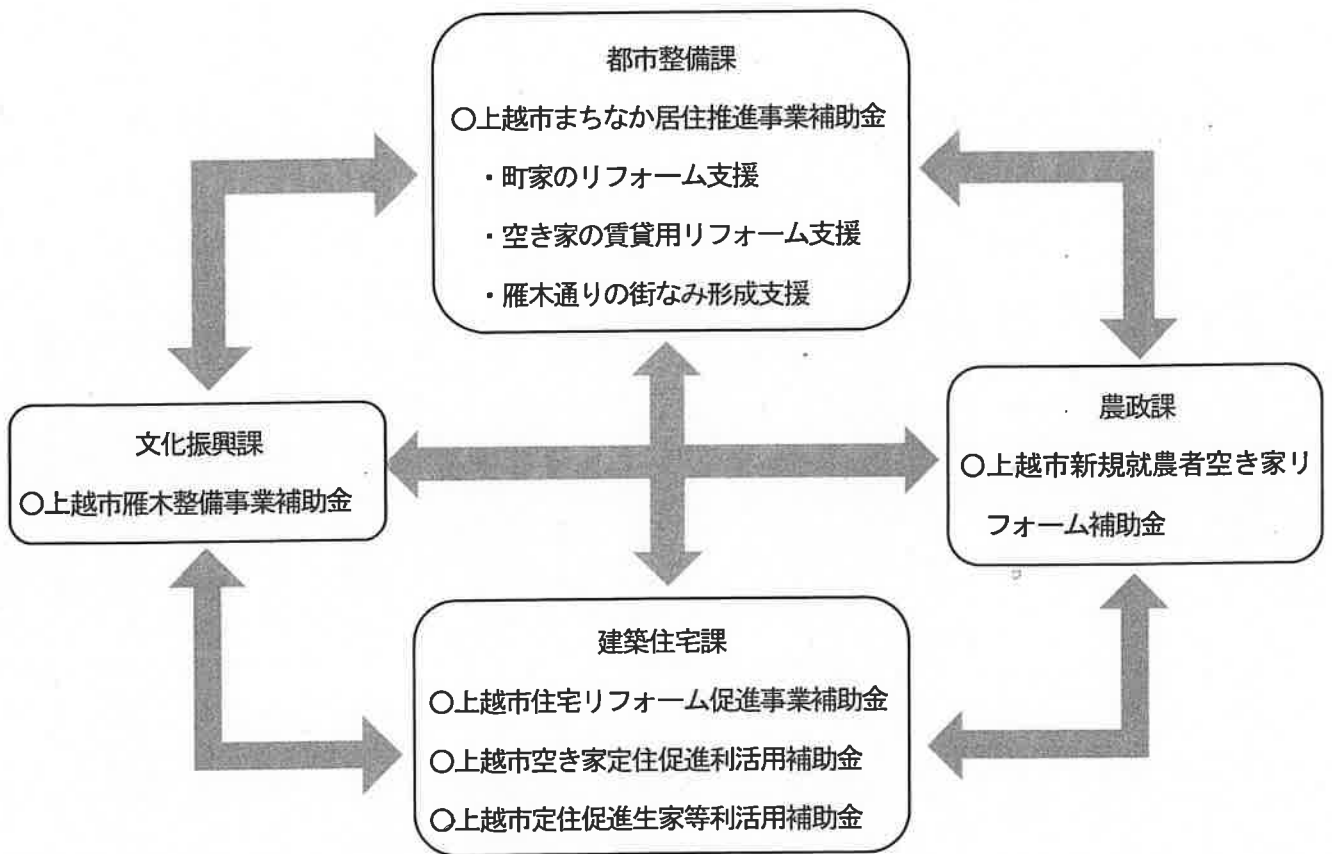
7 利用期日又は提供開始日

令和4年4月1日

住宅・雁木のリフォーム等の費用に係る補助金の支給業務、空き家の家財道具等の処分費に係る補助金の支給業務、賃貸住宅の家賃に係る補助金の支給業務及び住宅の取得費に係る補助金の支給業務については、目的外利用をする目的及び提供する個人情報の項目が全て同じであることから、図を用いて説明し、同様に登録を行うもの

住宅・雁木のリフォーム等の費用に係る補助金の支給業務

都市整備課、文化振興課、農政課及び建築住宅課で実施する住宅・雁木のリフォーム等の費用に係る補助事業について、重複して補助金を交付することを防ぐため、本人同意を得て、他の補助制度の活用状況を確認するもの



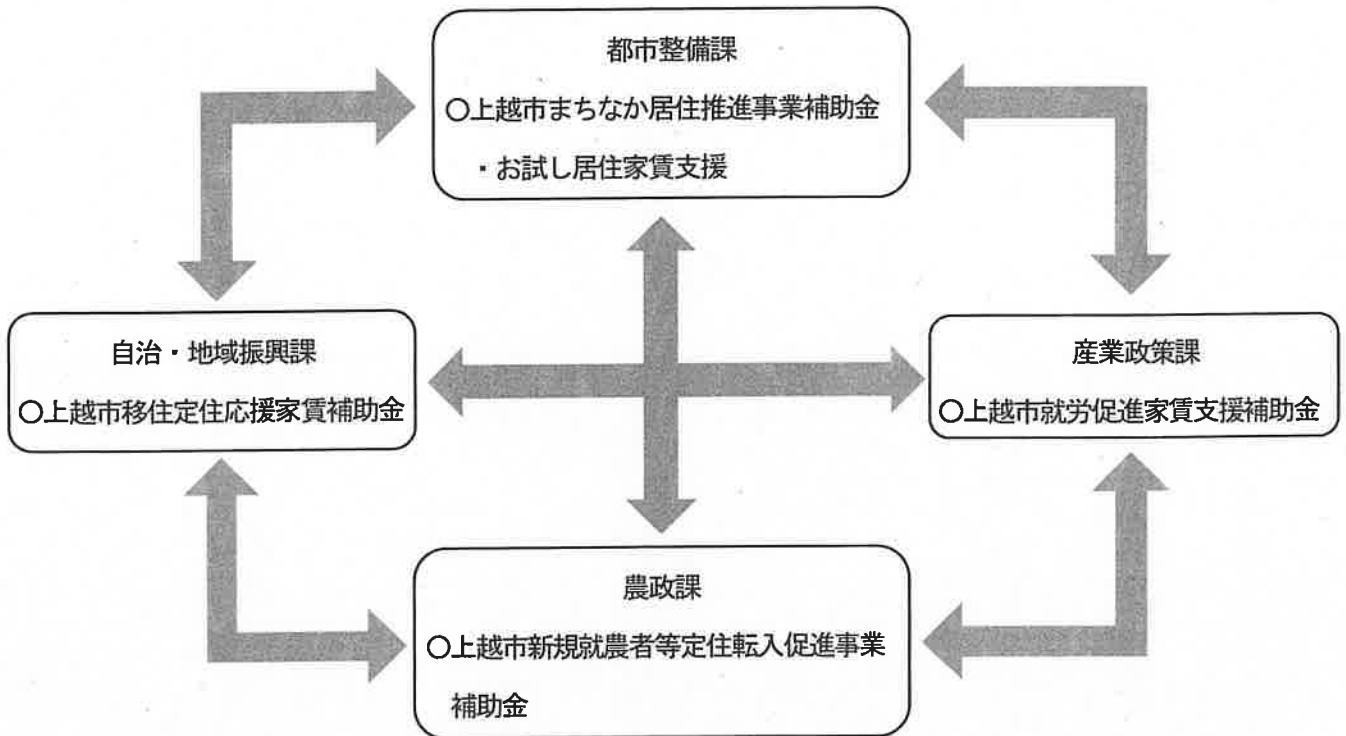
空き家の家財道具等の処分費に係る補助金の支給業務

都市整備課及び建築住宅課で実施する空き家の家財道具等の処分費に係る補助事業について、重複して補助金を交付することを防ぐため、本人同意を得て、他の補助制度の活用状況を確認するもの



賃貸住宅の家賃に係る補助金の支給業務

都市整備課、自治・地域振興課、産業政策課及び農政課で実施する賃貸住宅の家賃に係る補助事業について、重複して補助金を交付することを防ぐため、本人同意を得て、他の補助制度の活用状況を確認するもの



住宅の取得費に係る補助金の支給業務

都市整備課及び自治・地域振興課で実施する住宅の取得費に係る補助事業について、重複して補助金を交付することを防ぐため、本人同意を得て、他の補助制度の活用状況を確認するもの



個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 人事課、教育総務課

業務の名称	職員採用業務
収集の目的	職員の採用に当たり、志望の意思や資格などを確認するため (根拠法令：地方公務員法)
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、容姿、続柄、後見情報、学校名、学歴、学内活動、職種、職歴、勤務先、役職、勤務状況、賞罰、犯歴、健康状態、試験成績、評価、功績、資格、技術、特技、専門、理由又は目的、感想、意見、決定内容、心身障害情報、家族構成、DV被害情報、虐待情報、趣味、活動内容
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等(根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等() <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他(各課等、市民課)
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他(人事給与システムサーバー)
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他()

【職員採用業務の業務登録の変更について】

職員採用試験の受験申込みについて、令和4年度から市HPの入力フォームからの受付とし、当該受験者との連絡にメールを使用することから、収集する個人情報の項目にメールアドレスを追加するもの

職員採用業務の変更について

1 業務の名称 職員採用業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号_____、容姿、続柄、後見情報、学校名、学歴、学内活動、職種、職歴、勤務先、役職、勤務状況、賞罰、犯歴、健康状態、試験成績、評価、功績、資格、技術、特技、専門、理由又は目的、感想、意見、決定内容、心身障害情報、家族構成、DV被害情報、虐待情報、趣味、活動内容	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、 <u>メールアドレス</u> 、容姿、続柄、後見情報、学校名、学歴、学内活動、職種、職歴、勤務先、役職、勤務状況、賞罰、犯歴、健康状態、試験成績、評価、功績、資格、技術、特技、専門、理由又は目的、感想、意見、決定内容、心身障害情報、家族構成、DV被害情報、虐待情報、趣味、活動内容

3 変更理由

職員採用試験における受験申込みの電子化に伴い、メールアドレスの収集が必要となるため

4 変更期日

令和4年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

職員の採用に当たり、志望の意思や資格などを確認するため

(2) 業務内容

職員採用業務

